

【 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項に基づく一般廃棄物処理施設維持管理記録(焼却施設) 】

年 度	令和8年度(2026年度)
施 設 名	枚方市東部清掃工場焼却施設
所 在	大阪府枚方市大字尊延寺2949番地

(令和 8 年 7 月 末 時 点)

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のイに関する資料

【処理した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量】

種類	燃えるごみ(単位:トン)		
	1号	2号	合計
4月	3,218	1,834	5,053
5月	2,926	500	3,425
6月	309	3,453	3,762
7月	集計中	集計中	集計中
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
累計	6,453	5,787	12,239

処理量を修正する場合があります。

2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のロに関する資料

【燃焼ガス温度等】

1号炉			
	燃焼室中の 燃焼ガス温度(℃)	集じん器に流入する 燃焼ガス温度(℃)	排ガス中の 一酸化炭素濃度(ppm)
4月	948	170	0
5月	953	171	0
6月	897	171	1
7月	集計中	集計中	集計中
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
維持管理基準	850° 以上	200℃以下	30ppm以下(1h)

2号炉			
	燃焼室中の 燃焼ガス温度(℃)	集じん器に流入する 燃焼ガス温度(℃)	排ガス中の 一酸化炭素濃度(ppm)
4月	941	172	1
5月	912	169	1
6月	919	173	1
7月	集計中	集計中	集計中
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
維持管理基準	850° 以上	200℃以下	30ppm以下(1h)

3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のハに関する資料

【冷却・排ガス処理設備に堆積したばいじん除去等】

設 備 名	堆積したばいじんの除去をおこなった時期
冷 却 設 備	スートブロフにより、毎日除去
排ガス処理設備	ろ過式集じん器の差圧による自動逆洗を常時実施

設 備 名	施 設 名 称	除 去 日
排ガス処理設備	2号湿式有害ガス除去装置	4月21日 ～ 4月23日
排ガス処理設備	2号ろ過式集じん器	5月11日 ～ 5月13日
排ガス処理設備	2号ろ過式集じん器	5月19日 ～ 5月20日
排ガス処理設備	1号ろ過式集じん器	6月15日 ～ 6月17日

4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のニに関する資料

【排ガス中のダイオキシン類や各種ばい煙の濃度】

分析項目	単位	基準値	測定箇所	4月14日	5月26日 6月30日	8月頃	10月頃	12月頃	2月頃
ば い じ ん	g/Nm ³	法令基準: 0.04g/Nm ³ 以下 自主基準: 0.01g/Nm ³ 以下	1号炉煙道	<0.003	<0.003	○	○	○	○
			2号炉煙道	<0.003	<0.003	○	○	○	○
硫黄酸化物	ppm	法令基準: 排出総量4,034Nm ³ /h以下 (排出ガス量が最大のときで49ppmに相当) 自主基準: 10ppm以下	1号炉煙道	<0.5	<0.5	○	○	○	○
			2号炉煙道	<0.5	<0.5	○	○	○	○
窒素酸化物	ppm	法令基準: 排出総量12,527Nm ³ /h以下 (排出ガス量が最大のときで153ppmに相当) 自主基準: 20ppm以下	1号炉煙道	6	5	○	○	○	○
			2号炉煙道	7	1	○	○	○	○
塩 化 水 素	ppm	法令基準: 700mg/Nm ³ 以下(430ppmに相当) 自主基準: 10ppm以下	1号炉煙道	<1	<1	○	○	○	○
			2号炉煙道	<1	<1	○	○	○	○
水銀及びその化合物	mg/Nm ³	法令基準: 0.05mg/Nm ³ 以下 自主基準: 0.05mg/Nm ³ 以下	1号炉煙道	—	0.0011	—	—	○	—
			2号炉煙道	—	0.0019	—	—	○	—
カドミウム及びその化合物	mg/Nm ³	法令基準: 4.21mg/Nm ³ 以下	1号炉煙道	—	<0.005	—	—	○	—
			2号炉煙道	—	<0.005	—	—	○	—
鉛及びその化合物	mg/Nm ³	法令基準: 16.8mg/Nm ³ 以下	1号炉煙道	—	<0.02	—	—	○	—
			2号炉煙道	—	<0.02	—	—	○	—
ダイオキシン類	ng-TEQ/Nm ³	法令基準: 0.1ng-TEQ/Nm ³ 以下 自主基準: 0.05ng-TEQ/Nm ³ 以下	1号炉煙道	—	0.00092	—	—	○	—
			2号炉煙道	—	分析中	—	—	○	—
結果が得られた日				5月21日	6月19日 7月22日	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○

説明1: 採取月日が1つの時は、1号炉と2号炉を同時に採取、2段書きの時は、上段が1号炉、下段が2号炉の採取日。

説明2: 2号炉は、令和8年4月17日から5月26日(40日間)保守工事の為、停止。

説明3: 1号炉は、令和8年5月30日から6月28日(30日間)保守工事の為、停止。

※「<」は、定量下限値未満を示しています。

※「○」は、検査実施予定項目。

※「—」は、検査実施該当月に当たらないため、検査を実施していません。

令和8年度(2026年度)東部清掃工場下水道放流水分析測定値一覧表

(令和8年 7月末時点)

	分析項目	単位	基準値	令和8年								令和9年				
				4月14日	5月19日	6月5日	7月15日	2026/8/	2026/9/	2026/10/	2026.11/	2026/12/	2027/1/	2027/2/	2027/3/	
環境項目等	水温	℃	45度以下	24.3	25.1	27.9	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	
	水素イオン濃度(pH)	—	5以上9以下	8.0	7.4	8.1	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	
	浮遊物質量	mg/l	600以下	3	<1	3	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	
	生物化学的酸素要求量	mg/l	600以下	1.7	0.9	2.7	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	
	塩化物イオン	mg/l	—	7200	10000	4200	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	
	窒素含有量	mg/l	240以下	5.7	6.4	6.1	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	
	リン含有量	mg/l	32以下	0.02	0.01	0.02	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	
	n-ヘキサン抽出物質(動植物油)	mg/l	30以下	<0.5	<0.5	<0.5	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	
	n-ヘキサン抽出物質(鉱物油)	mg/l	5以下	<0.5	<0.5	<0.5	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素含有量	亜硝酸性窒素	mg/l	－	0.12	0.02	0.03	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○
		硝酸性窒素	mg/l	－	3.9	3.2	5.0	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○
		アンモニア性窒素	mg/l	－	0.8	0.5	0.3	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○
			mg/l	380以下	4.8	3.7	5.3	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○
	フッ素及びその化合物	mg/l	8以下	<0.08	<0.08	<0.08	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ホウ素及びその化合物	mg/l	10以下	0.6	0.2	0.3	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	銅及びその化合物	mg/l	3以下	<0.01	－	<0.01	－	○	－	○	－	○	－	○	－	－
	亜鉛及びその化合物	mg/l	2以下	<0.01	－	0.03	－	○	－	○	－	○	－	○	－	－
	鉄及びその化合物(溶解性)	mg/l	10以下	<0.05	－	<0.05	－	○	－	○	－	○	－	○	－	－
	マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/l	10以下	<0.05	－	<0.05	－	○	－	○	－	○	－	○	－	－
	クロム及びその化合物	mg/l	2以下	0.03	－	<0.02	－	○	－	○	－	○	－	○	－	－
	フェノール類	mg/l	5以下	<0.05	－	<0.05	－	○	－	○	－	○	－	○	－	－
有害項目	セレン及びその化合物	mg/l	0.1以下	0.002	－※2	<0.001<0.001※2	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	六価クロム化合物	mg/l	0.2以下	0.02	－	<0.01	－	○	－	○	－	○	－	○	－	－
	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.03以下	<0.0003	－	<0.0003	－	○	－	○	－	○	－	○	－	－
	鉛及びその化合物	mg/l	0.1以下	<0.005	－	<0.005	－	○	－	○	－	○	－	○	－	－
	水銀及びその化合物	mg/l	0.005以下	<0.0005	－	<0.0005	－	○	－	○	－	○	－	○	－	－
	シアン化合物	mg/l	1以下	<0.1	－	<0.1	－	○	－	○	－	○	－	○	－	－
	砒素及びその化合物	mg/l	0.1以下	<0.005	－	<0.005	－	○	－	○	－	○	－	○	－	－
	有機磷化合物	mg/l	1以下	<0.1	－	<0.1	－	○	－	○	－	○	－	○	－	－
	PCB	mg/l	0.003以下	<0.0005	－	<0.0005	－	○	－	○	－	○	－	○	－	－
	チウラム	mg/l	0.06以下	－	－	<0.0006	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
	シマジン	mg/l	0.03以下	－	－	<0.0003	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
	チオベンカルブ	mg/l	0.2以下	－	－	<0.002	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
	トリクロロエチレン	mg/l	0.1以下	－	－	<0.002	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
	テトラクロロエチレン	mg/l	0.1以下	－	－	<0.0005	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
	ジクロロメタン	mg/l	0.2以下	－	－	<0.002	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
	四塩化炭素	mg/l	0.02以下	－	－	<0.0002	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04以下	－	－	<0.0004	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下	－	－	<0.002	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
	1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	－	－	<0.0004	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3以下	－	－	<0.0005	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06以下	－	－	<0.0005	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02以下	－	－	<0.0002	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
	1,4-ジオキサン	mg/l	0.5以下	－	－	<0.005	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
	ベンゼン	mg/l	0.1以下	－	－	<0.005	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
	ダイオキシン類(毒性等量)	pg-TEQ/l	10以下	－	－	0.0011	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－

※1:「<」は、定量下限値未満を示す。

※2:上段は、通常採水、下段は、5月分の振替(採水日6/29)

※ 「—」は、検査実施該当月に当たらないため、検査を実施していません。

※ 「○」は、検査実施予定項目。